

委 託 業 務 仕 様 書

(四日市市上下水道局)

(優先順位)

第 1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 質問回答書
- 2 契約図書
- 3 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

- 第 2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書（平成 27 年 11 月）」を準用する。
- 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受注者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
- 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第 3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(特記仕様書)

第 4 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

(配置技術者要件)

第 5 本業務に配置する技術者については、下記の要件を求めます。

- 1 管理技術者
上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士を配置すること。
- 2 照査技術者
上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士を配置すること。
- 3 管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市上下水道局（以下「甲」という。）は必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提出された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

水道管工事標準設計マニュアル策定業務委託 特記仕様書

第 1 総 則

1 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従い設計しなければならない。ただし、特別な仕様については、監督員の指示に従い設計しなければならない。

2 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書の明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

3 法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

4 中立性の保守

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

5 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

6 成果品の審査

(1) 受託者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査においては、訂正を指定された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了時において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の訂正を行わなければならない。

7 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

8 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、発注者、受託者協議の上、これを定める。

9 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅延なく報告しなければならない。

第2 一般事項

1 一般事項

(1)業務実施にあたって、受託者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2)業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と発注者は打合せを行うものとして、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2 資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な更新に係る既設データ、その他関連資料を所定の手続きによって貸与する。ただし、既設参考資料の無いものについては現場調査を行い新規に作成すること。

4 参考文献等の明記

業務の文献、その他資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第3 業務内容

1 目的

水道管工事の設計において、標準的な事項を定め、設計の標準化を図るため、「水道管工事標準設計マニュアル」を作成する。このことにより、設計・施工に対し適正な履行が確保され信頼性が高い管路を構築し、また、民間事業者が設計する際に円滑な遂行を支援する。

2 業務内容

(1) 水道管工事標準設計マニュアル策定業務

1) 設計協議

業務を円滑に行うため、下記の各段階で必要な事項について協議を行うこと。
なお、その他に必要が生じた際も随時協議を行うものとする。

- 初回打合せ（業務開始時）
業務内容の確認（要望事項・内容、業務方針、工程、検討事項・内容等の協議確認）及び貸与資料等の確認
- 中間打合せ
中間報告及び作業中に発生する諸条件の処理に関する確認
- 最終打合せ（業務完了時）
総括説明及び成果品納入、検収の立会い

2) 設計マニュアル策定

① 現況把握及び資料収集

四日市市上下水道局の水道管工事の設計におけるルール(設計要領や設計を行っている職員へのヒアリングによるノウハウ)などを把握するとともに、設計において参考となる資料(「水道施設設計指針2012((社)日本水道協会)、水道施設設計業務委託標準仕様書2010((社)日本水道協会)等)を収集・整理する。また、他事業体の設計マニュアルなどの事例も収集・整理する。

② 設計基準の策定

水道管工事の設計における手順、管径や管種(ダクタイル鋳鉄管や水道配水用ポリエチレン管等)の選定等の管路設計、管路や消火栓・空気弁等の付属設備の設置基準、仮設配管、土工、舗装復旧、設計図書等の項目について、前述で整理した他事業体の事例や四日市市上下水道局の特性などを考慮して設計基準を策定する。

③ 報告書のとりまとめ

以上の検討結果を、報告書として取りまとめる。

④ 照査

検討開始前、中間、成果品とりまとめ時など、適切なタイミングで照査を実施する。

3 提出書類(成果品)

(1) 基本事項

成果品の作成にあたっては、編集方法・製本形式等についてあらかじめ監督員と協議を行うこと。

(2) 成果品の構成

提出すべき成果品とその部数については、原則として以下のとおりとする。

- 1) 報告書 (A4) 3部
- 2) 上記書類の電子ファイル(CD-R等) 1式

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

| 明示項目 | 明示事項（条件及び内容） |
|----------|--|
| ア 設計積算条件 | <input checked="" type="checkbox"/> 積算基準 平成30年度改訂版水道事業実務必携 <input checked="" type="checkbox"/> 積算基準 見積書 <input checked="" type="checkbox"/> 積算単価 三重県設計単価（平成30年4月1日制定・平成31年3月1日一部改訂） |
| イ 適用図書 | <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県業務委託共通仕様書【平成27年11月制定】 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書【平成28年7月制定】 <input type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| ウ 業務計画等 | <input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日（休日を含む）以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| エ 成果の提出 | <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果品の提出部数は、 <input checked="" type="checkbox"/> 報告書 A4版 両面印刷 <input type="checkbox"/> 図面 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小図面（A3相当） <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体 とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果品あり。（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 成果品の大きさについてはA4版を原則とし、監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子媒体で提出する仕様については、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| オ 工程関係 | <input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名： ） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| カ 資料の貸与 | <input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 |
| キ 業務条件 | <input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 本委託業務は設計VE方式を採用する。 |
| ク その他 | <input checked="" type="checkbox"/> 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものが確認できるよう出典日時も明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 打合せや設計協議等の記録は受託者が作成し、委託者の確認を得ること。 <input checked="" type="checkbox"/> 打合せ協議は、第1回打合せ、中間打合せ1回、最終打合せとする。 |

- (注)
- 1 上記委託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 - 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局